

規制改革推進会議 第11回医療・介護・保育WG
御説明資料

社会福祉法人制度改革について

平成29年3月15日
厚生労働省

1 改革の経緯・概要

社会福祉法人を取り巻く課題

福祉サービスの変容

1. 福祉ニーズの多様化・複雑化
2. 措置から契約への移行
3. 多様な事業主体の参入

社会福祉法人の運営に対する指摘

1. 規制改革実施計画への対応
2. 内部留保の明確化
3. 一部の法人の不適正な運営に対する指摘

公益法人の在り方の見直し

1. 平成18年の公益法人制度改革
2. 公益法人税制の見直しの議論（政府税調等）

改革の視点

公益性・非営利性の徹底

国民に対する説明責任の履行

地域社会への貢献

運営の透明性の確保

財務諸表・現況報告書・役員報酬基準の公表
国・都道府県・市の連携による法人情報の収集・分析・公表
国による全国的なデータベースの整備

経営組織のガバナンスの確保

評議員会による理事・理事会に対する牽制機能の発揮
理事・理事会等の権限・義務・責任の明確化
会計監査人制度の導入

財務規律の強化

適正かつ公正な支出管理（役員報酬基準の設定、関係者への利益供与の禁止）
再投下可能な財産の明確化（「社会福祉充実残額」の算出）
再投下可能な財産の計画的再投下（「社会福祉充実計画」の策定）

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

理事・理事長に対する牽制機能の発揮
財務会計に係るチェック体制の整備

議決機関としての評議員会を必置 理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議

(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。

役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

財務諸表の公表等について法律上明記

閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大

財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、

役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

適正かつ公正な支出管理の確保
いわゆる内部留保の明確化
社会福祉事業等への計画的な再投資

役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等

純資産から事業継続に必要な財産()の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化

事業に活用する土地、建物等 建物の建替、修繕に必要な資金 必要な運転資金 基本金、国庫補助等特別積立金

再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(社会福祉事業、地域公益事業、その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

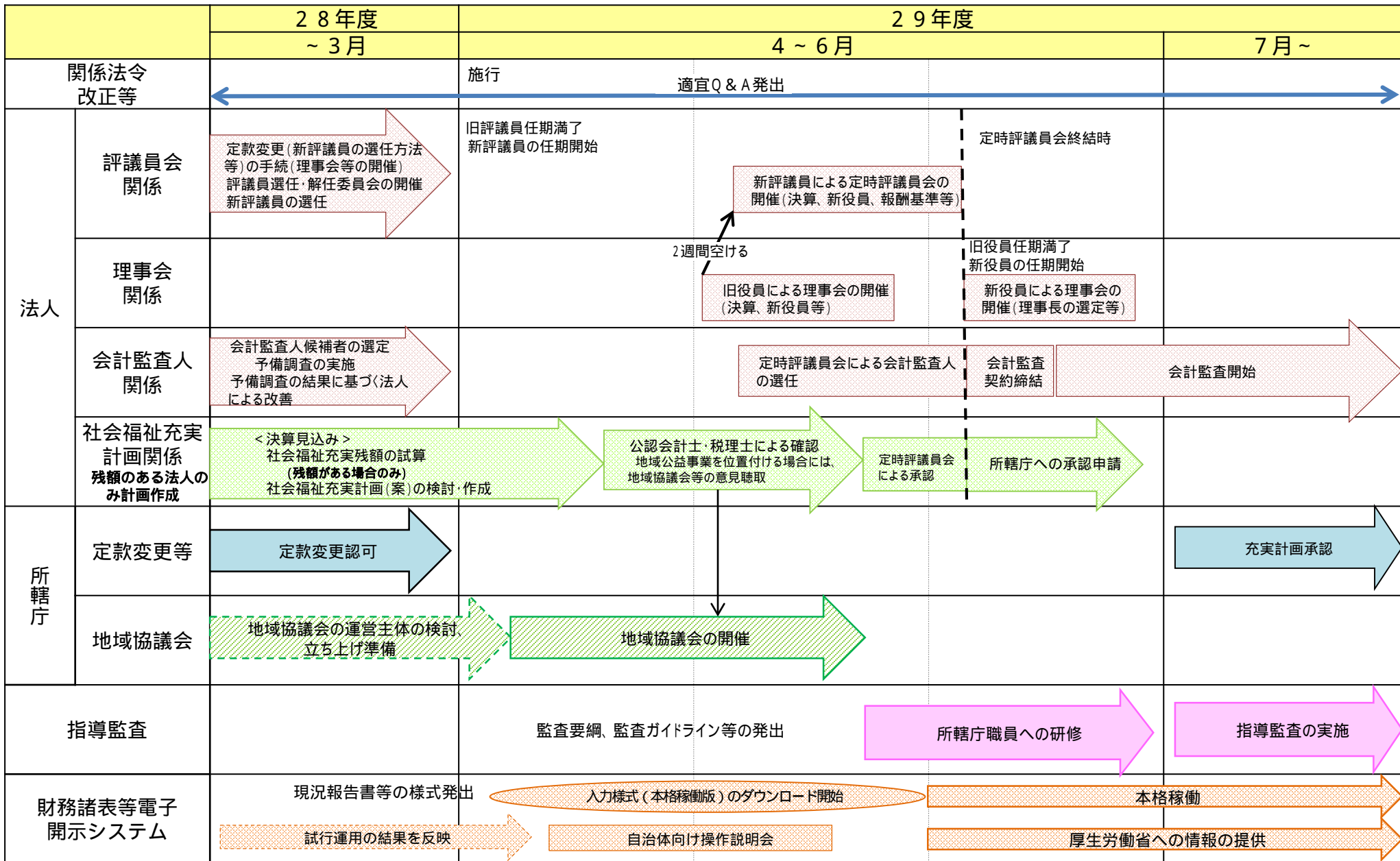
所轄庁による指導監督の機能強化
国・都道府県・市の連携を推進

都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ

経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備

都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

社会福祉法人改革の施行スケジュールについて



計算書類等を定時評議員会の日の2週間前から備え置くことが必要なため、決算承認理事会と定時評議員会は、2週間空けて開催することが必要がある。

規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）抄

財務諸表の情報開示

社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてHP上で開示を行うように指導する。
全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。

補助金等の情報開示

社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務づける。
全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。
地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する。

役員報酬等の開示

社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の職員としての給与等も含む）の開示を義務づける。

内部留保の明確化

内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。
社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導する。

調達の公正性・妥当性の確保

社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手および取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを構築する。

経営管理体制の強化

社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。
社会福祉法人のサービスに対して質の高い実効性ある評価を行うため、第三者評価のガイドラインの見直しを行うとともに、介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を定める。
一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務づける。

所轄庁による指導・監督の強化

所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。
経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助言や勧告を行える措置を講じる。

多様な経営主体によるサービスの提供

特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、併せて、低所得者の支援を中心とした公的性格を強める。
利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する。

福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善

業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知する。

社会貢献活動の義務化

すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の実施を義務づける。そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。
一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する。
社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員解職の勧告、さらには解散を命ずることができることを明確化する。

全て措置済み

2 改革の内容

- ・ 評議員の選任
- ・ 閲覧対象書類の拡大
- ・ 社会福祉充実財産の活用
- ・ 地域における公益的な取組

経営組織のガバナンスの強化について

社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

< 改正前 > (H29.03.31まで)

理事
理事長
理事会

理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

< 改正後 > (H29.04.01から)

理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員
評議員会

評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。
(審議事項)
・定款の変更
・理事・監事の選任 等

評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。
小規模法人について評議員定数の経過措置
(決議事項)
・定款の変更
・理事・監事・会計監査人の選任、解任
・理事・監事の報酬の決定 等

監事

監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

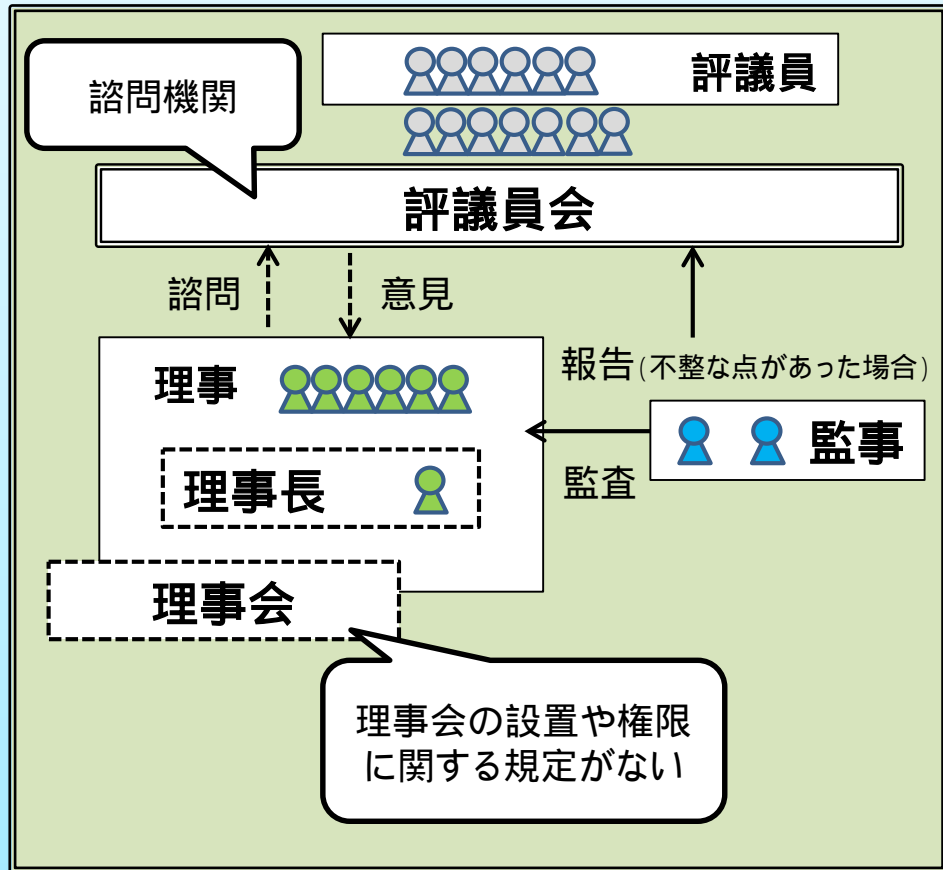
会計
監査人

資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

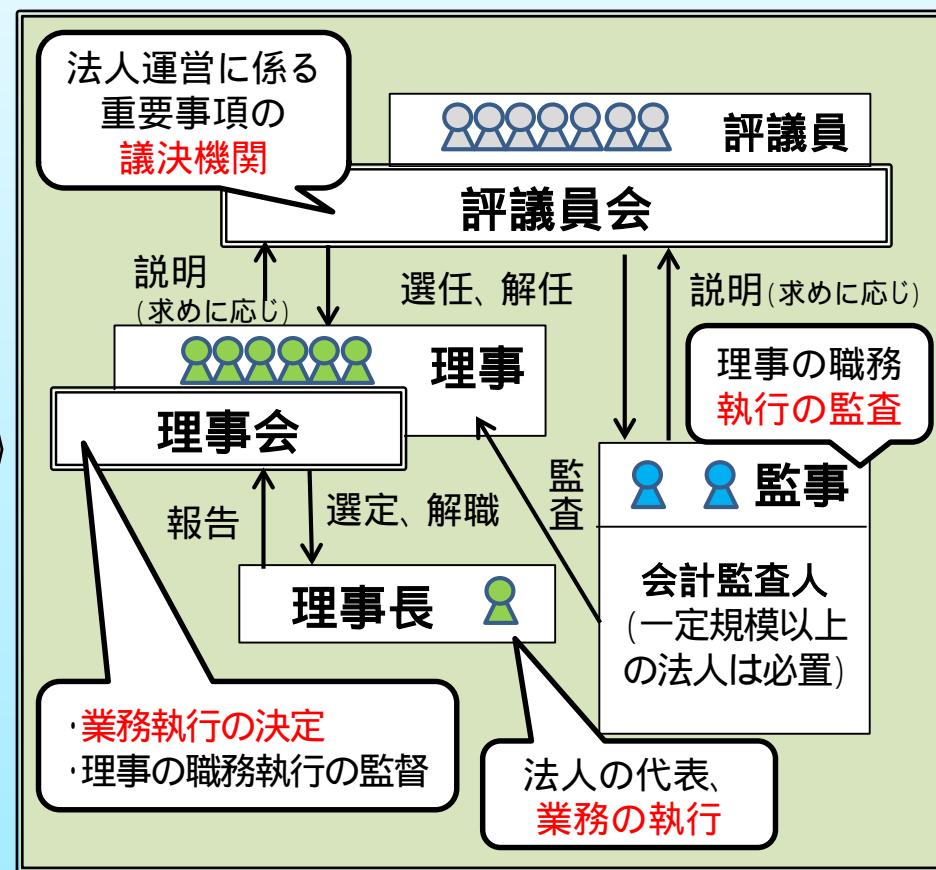
一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化について

改正前



改正後



評議員・評議員会の改正のポイント

		(改正前)	(改正後)
評議員会	位置付け	諮問機関(原則)	法人運営に係る重要事項の議決機関 ・役員の選任、解任 等
	設置義務	任意設置 通知において、保育所等のみを経営する法人以外には、設置を求めている。	<u>必置</u>
評議員	資格	社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、当該法人の趣旨に賛成して協力する者 地域の代表者を加えるとともに、利用者家族を加えることが望ましい。	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者 法人において、上記の者として適正な手続(下記「選任方法」の項を参照)により選任されるものであれば、特段の資格要件等はない。
	員数	<u>13名以上</u> (理事の定数(6名以上)の2倍を超える数)	<u>7名以上</u> (理事の員数(6名以上)を超える数) 経過措置の対象法人は、3年間4名以上(平成27年度収益が4億円以下の法人(社福法施行令で規定))
	理事との兼務	<u>可能</u>	<u>不可</u>
	親族等特殊関係者の制限	各評議員について、特殊関係に当たる者を一定数に制限(理事と同様)	各評議員・各役員について、特殊関係に当たる者は評議員にはなれない。 他の同一法人の制限については、社会福祉法人を対象外とするとともに、それ以外の法人は1/3の上限を設ける。
	選任方法	<u>理事会の同意を得て、理事長が委嘱</u>	<u>定款で定める方法(例:評議員選任・解任委員会)によって選任</u> 理事が評議員を選任・解任する旨の定めは法律上認められない。

運営の透明性の確保について

社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。

- ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
- ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
- ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること

既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。

国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

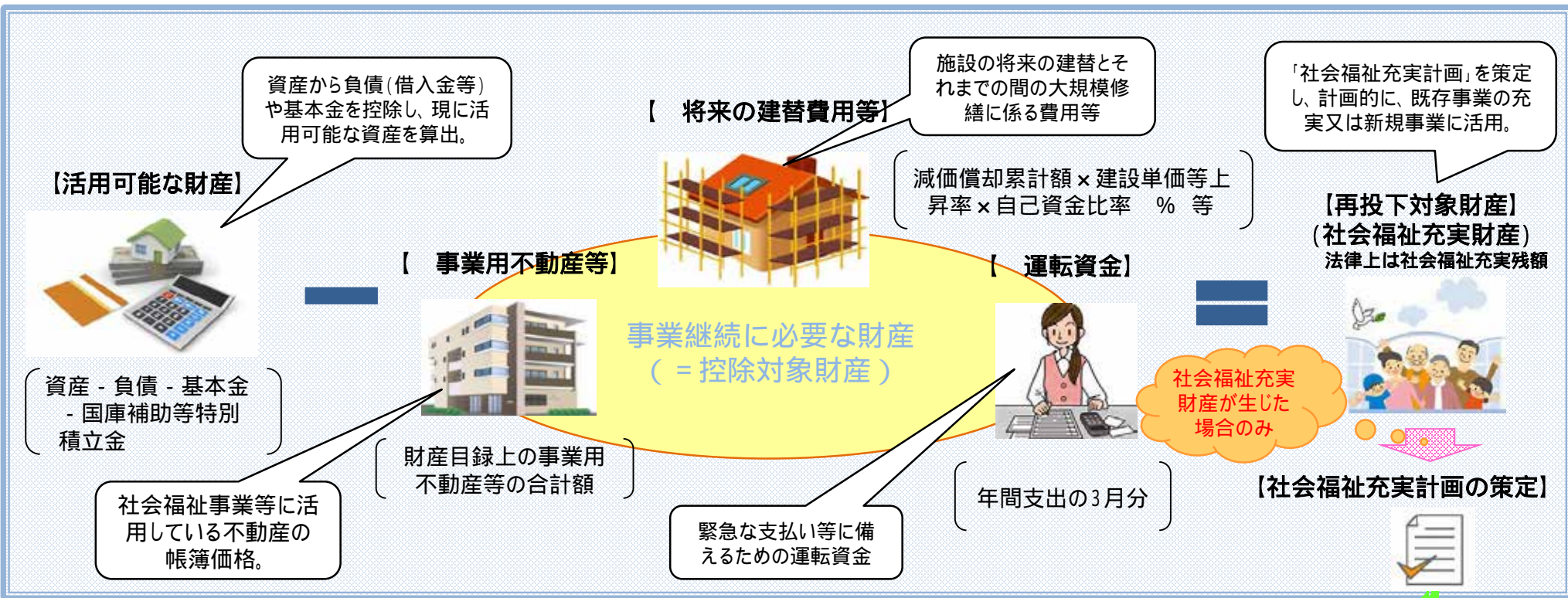
	改正前		改正後		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書		-		-		-	-
財産目録		-		-		-	-
貸借対照表		(通知)					(通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)		(通知)					(通知で措置済)
監事の意見を記載した書類		-		-		-	-
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。)	-	(通知)				-	
役員区分ごとの報酬総額	-	-	()	()		-	
定款	-	-				-	-
役員報酬基準	-	-				-	-
事業計画書	-	-		-		-	-

() 現況報告書に記載

再投下対象財産（社会福祉充実財産）の有効活用について

社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。

社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



（社会福祉充実財産の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資）

社会福祉事業

地域公益事業

公益事業

社会福祉充実財産の算定式

社会福祉充実財産については、貸借対照表等の財務諸表を用いて、全ての社会福祉法人が公平かつ簡素に算定することができるよう、以下のとおり算定式を定める。

【活用可能な財産】

資産 - 負債 - 基本金
- 国庫補助金等特別積立金

【社会福祉充実財産】

【控除対象財産】

社会福祉法
に基づく事業
に活用してい
る不動産等

再取得に必
要な財産

必要な運
転
資金

社会福祉充実計画を策定し、
原則5年間（最大10年間）で
既存事業や新規事業に再投資



やむを得ない事由がある場合は、財産の全額を活用しない(概ね1/2以上を活用)ことが可能。

財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額 円 - 対応基本金 円 - 国庫補助金等特別積立金 円 - 対応負債 円

＜ア 将来の建替に必要な費用＞

(建物に係る減価償却累計額 円 × 建設単価等上昇率) × 一般的な自己資金比率 **22%**
建設時自己資金比率が22%を上回る場合は、建設時の比率。

＜イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用＞

(建物に係る減価償却累計額 円 × 一般的な大規模修繕費用割合 **30%**) - 過去の大規模修繕に係る実績額 円

＜ウ 設備・車両等の更新に必要な費用＞

減価償却の対象となる建物以外の固定資産に係る減価償却累計額の合計額 円

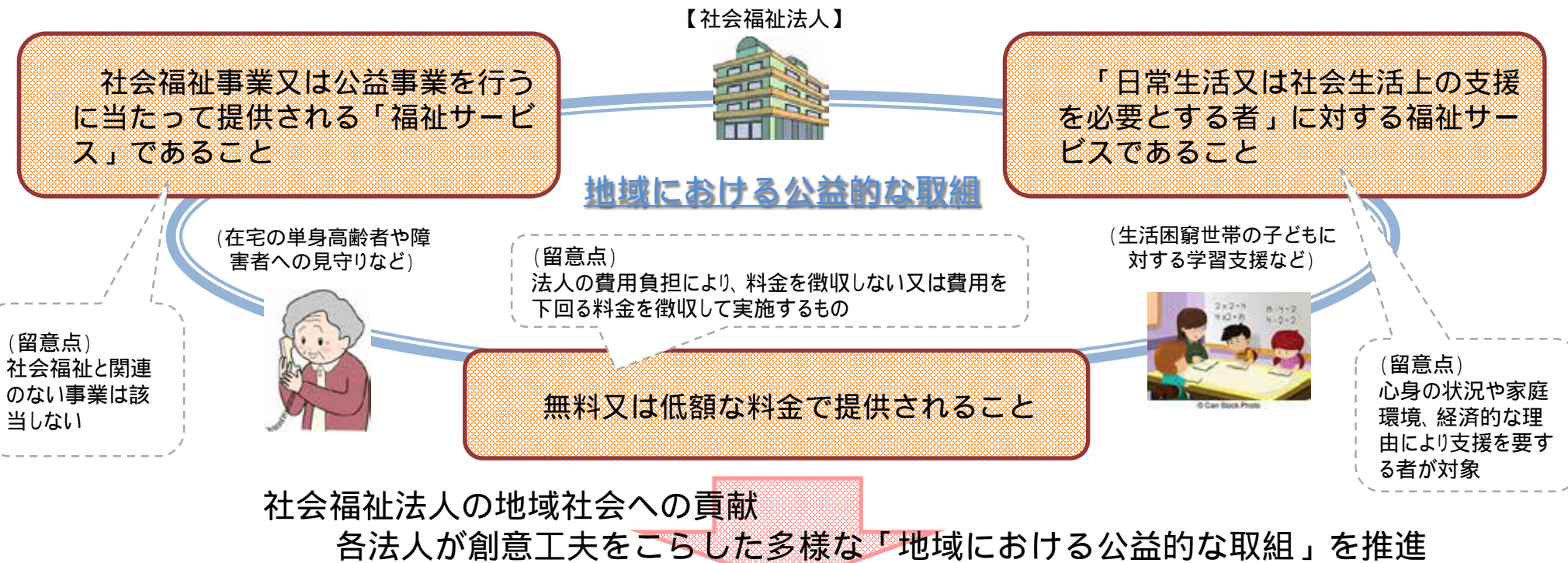
年間事業活動支出の3月分 円

「地域における公益的な取組」について

平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

各地で取り組まれている「地域における公益的な取組」の実践事例

「地域における公益的な取組」については、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われているが、例えば以下のような取組事例がある。（各法人の実際の取組事例から参照。）

	高齢者の住まい探しの支援	障害者の継続的な就労の場の創出	子育て交流広場の設置	複数法人の連携による生活困窮者の自立支援	ふれあい食堂の開設
地域が抱える課題	加齢により転居を希望する高齢者の存在	商店街の閉鎖、障害者の就労の場の確保	子育てで孤立する母親の存在	雇用情勢の悪化による生活困窮者の増加	地域で孤立する住民の増加
対象者	高齢者	障害者や高齢者	子育てに悩みを抱える母親	生活困窮者	社会的に孤立する者
取組内容	高齢者の転居ニーズと、不動産業者のニーズをマッチングし、法人が転居後も生活支援を継続することにより、不動産業者が安心して高齢者に住まいを賃貸できる環境づくりを実施。	行政や市場関係者の協力を得て、スーパーマーケットを開設するとともに、そこで障害者等が継続的に就労。	施設の地域交流スペースを活用し、保育士OBや民生委員等のボランティアと連携することにより、子育てに関する多様な相談支援を行うとともに、近隣の子どもに対する学習支援を実施。	複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。	地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもとの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。
取組による主な効果	高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備、空き家問題の解消	障害者の就労促進、「買い物難民」問題の解消	子育てママの孤立感の解消、地域交流の促進	生活困窮者の自立促進	地域で孤立する住民の孤独感の解消、住民相互の支えあいによる取組の促進

3 改革に伴う制度の見直し

社会福祉法人指導監査要綱の見直しについて

経緯

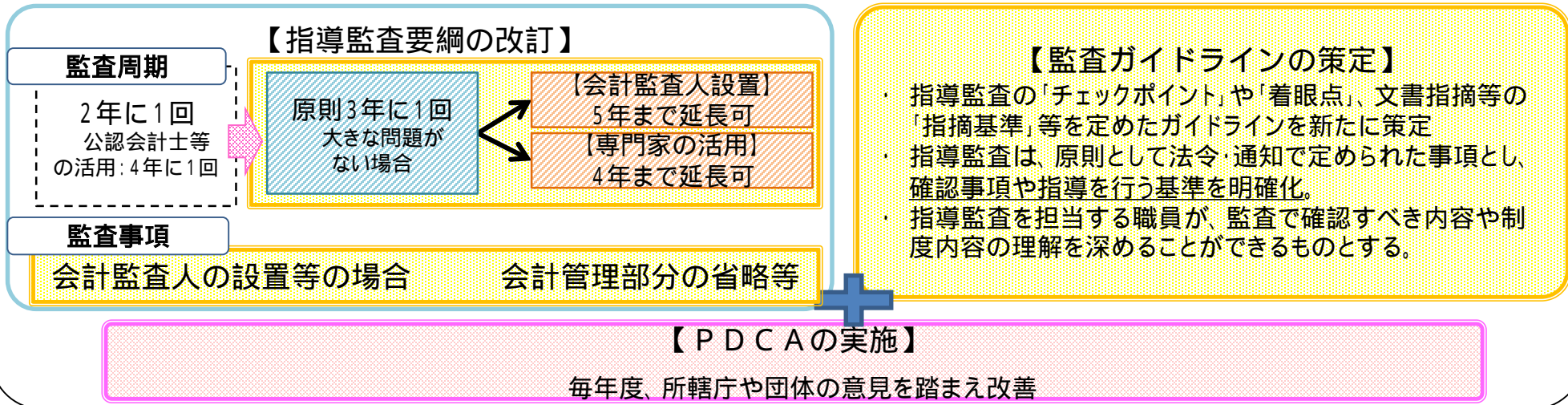
- ・ 本年4月の改正社会福祉法の施行に伴い、社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性向上等の見直しが行われる。これを受けて、所轄庁による指導監査のあり方についても見直す。
- ・ 見直しに当たっては、法改正時の附帯決議や規制改革会議の指摘も踏まえて実施。

附帯決議(H27.7.29(衆)・H28.3.17(参))：指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていることから、所轄庁に対し適切な支援を行う。指導監督に係る国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

規制改革実施計画(H26.6.24)：所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインを策定する。

見直しの概要

社会福祉法人のガバナンス強化等による自主性・自律性を前提として、指導監査の効率化・標準化・重点化を図る。



【効果】

- 指導監査の基準が、**全国一律で標準化・明確化され、いわゆるローカルルールを是正。**
- ガイドラインの公表により、**法人の自主点検が可能となる。**

社会福祉法人指導監査要綱の見直しは、平成29年度以降の指導監査から適用する。